

第 54 期令和 6 年度高知県最低賃金専門部会(第 2 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 6 年 8 月 2 日 午後 3 時 00 分から午後 4 時 05 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 2 名
- 4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正審議

高知県最低賃金の引上げ額について、労働者代表委員からは、基本的主張から変化はない(1,286円)。

ポイントは3つで、1つ目は、過去最大の上げ幅であるということ。過去最大ということは、去年の審議の考え方や金額以上でなければならぬということ。

2つ目は、中賃でも生計費を中心にして議論をされていること。特に物価上昇については、最賃近傍の労働者に一番影響のある指標を参考にしている。

3つ目は、ABCランクの目安が一律という中賃のメッセージをどう受け取るかということ。昨日のメッセージで、地域間格差に配慮という内容があったが、これは中賃から、地賃の審議のときに格差についても検討せよというメッセージと思う、と主張された。

一方、使用者代表委員からは、

当審議会においては、中央最低賃金審議会が示す目安は、従来どおり最も重要な審議資料の一つとして取扱うと合意されているので、尊重して議論すべきと考えている。

目安額については、目安小委員会において労使不一致で目安額をまとめることができず、毎年公益委員見解を求め、さらに公益委員見解に対して、労使が不満を表明するという繰り返りで、目安額に納得感が乏しくなる原因ではないかと思う。

労側と使側は相反する立場で、公益委員の仲介という方法かもしれないが、どちらが賛成でどちらが反対して目安額が出たという内容が非常に分かりづらい。公益委員見解のみであれば、目安小委員会はその責任を果たしているのかという憤りも感じる。

審議においては、最賃法9条の3要素に基づき、関係する指標、データを分析し、基準となる額を算出し、その上に社会情勢を反映して決めることが必要であり、この決定においては、中立的な立場である公益の分析・考えが重要と考える。

金額については、中賃審議の答申では3要素の評価において、労働者の生計費として消費者物価指数の3.2%を基準に、年間購入頻度階級別指数5.4%を参考指標として、生計費を重要視したとしている。

賃金については、連合・経団連の調査結果を参考にしながら、賃金改定状況調査結果に基づいて第4表を目安審議における重要な参考資料として、賃金上昇率を十分考慮する必要があるとしている。

賃金支払い能力については、法人企業統計における企業利益は改善していると評価する一方で、大企業と中小企業との差が拡大していることを指摘している。また、価格

転嫁が十分でないこと、倒産件数の増加、インフレ倒産など、年半期での過去最多を更新していることにも注目をしている。

使用者側としては、第4表を重視すべきという姿勢で、産業計Cランク3.1%を適用すると28円の引上げで時給は925円となるが、この主張が受け入れられるとは思わない。

審議会の合意に基づき、目安の根拠を精査し、高知県の各種データに照らし合わせ納得が得られるか、この考え方が将来にわたり有効かを含めて考えていきたい。事務局には比較できるデータをできるだけ準備していただき、その中で検討させていただく。

その上で、人材確保競争が厳しくなる中で、高知県が最賃イメージで大きく劣勢になることは避けるべきだと考えている。

なお、検証の結果目安額が適正と判断されるなら、2年程度で全都道府県1,000円以上ということに高知県も遅れをとることはないと思うが、中小企業が高い目標を達成するためには、国や県の手厚い支援が前提でなければ厳しいだろう。

政府が1,500円を目指す方針を示した以上、今後の10年余りでどのような支援策を講じて1,500円を達成するのか、今後の支援策の提示があれば前向きな議論になると思う、と主張された。

(2) その他

次回第3回専門部会は、令和6年8月6日午前9時30分から開催することとされた。